

第 1～3 回 歴史的風土の保存・継承小委員会 各委員からの指摘事項の概要

【歴史的文化的資産の保存・活用に係る現状】

に関すること

- どの都市でも歴史的な要素、歴史的な個性ある区域は必ず受け継がれている。
- 所有者の世代が代わり、土塀の中の屋敷の土地が細分化され分譲されると、出入口のために土塀が崩される。
- 今は、背景も含めて自然も歴史も大事という価値観になってきた。
- 自治体は歴史性や風土性をテーマにしたまちづくりを本気で進めており、その努力を全国区にするべき。

【現行制度の活用状況と課題】に関すること

- 古都保存法は市街地とは切り離されて適用された。
- 長い目でみた場合、日本の都市計画は一般に歴史性を重視してこなかった。
- 全体的な都市としてのプロデュースをすることが国際的にも課題になっている。
- 自然、緑、川、水などと市街地の形成をトータルに捉えていくビジョンが必要。

【今後の古都保存行政のあり方】に関すること

- 古都保存法は、開発圧力に対して緊急的に議員立法で制定されたが、それはそういう時代のものとして理解すべき。
- 古都保存法の持つ意味は、「古都」というステータスである。
- 法律を執行するための規制とすれば、「中心」は必ずしも全国的なものである必要はない。
- 必ずしも開発圧力が高なくても、ある種の価値を守るという基準を立てる必要がある。

【市街地における歴史的文化的資産を活かした

まちづくりのあり方】に関すること

- 昔からある屋根や塀が古都の雰囲気を一ばん醸し出している。
- 歴史的環境のストックを生き生きと使いこなしていく質の高い発想が必要。
- 本当の意味の都市再生のあり方として、住み続けられる個性あるまちづくりという視点も重要。
- 特に地方都市では都心にまとまった歴史と自然が重なり合った空間があり、それが市民のイメージになるまちづくりをすべき。

【新たなまちづくり制度の位置付け】に関すること

- 古都にふさわしい緑地の再生、文化的資産の復原のように、まちづくりの手法と組み合わせた攻めの部分が、より優れた観光資源をつくるものである。
- 先ず規制をかけて緩和型の地区をセットする仕掛けを設け、「古いものを新しくつくる」ことが大事。
- 歴史的な資源は重要なコア、又は保存の対象であり、「周り」と「全体」の持つ意味がまちづくりにとって重要。
- 既存の諸制度では組み尽くされない、あるいはより使いやすい仕組みを経済的な観点でパッケージとして作ることはあり得る。

【新たな概念の明確化について】に関すること

- 歴史的景観、街並みの地盤に土地、風土があるという大きな枠組みが重要。
- 都市はものを作って生きている。伝統的産業（生業）を系統的に生かすべき。

【国の支援のあり方】【国が講ずべき支援の内容】に関すること

- 国の支援の対象として「希少性」は違和感があるが、価値の高さでいけば結局希少なものになる。
- 地方分権のジレンマは、国が計画理念のところに関与することによって解決可能な部分がある。
- 専門的な立場からサジェスションしてくれる団体の関与が必要で、それは国の役割として正当。
- 本物でオーセンティシティを尊重した事業であることの担保を、この仕組みの中に作るべき。